

# 福津市立津屋崎中学校「学校いじめ防止基本方針」(令和7年度版)

## 1. いじめの定義と本校の基本理念

### (1) いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する本校の基本理念

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、誰もが安心して生活できる学校を目指し、日々の教育活動を行う。いじめがあった場合は、津屋崎中学校の「学校いじめ防止方針」に基づいて、組織的に対応する。以下は、本校のいじめに対する基本理念である。

- いじめは、いじめを受けた生徒の人間としての尊厳を著しく侵害する行為である。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び、人格の形成に影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある行為である。
- いじめは、「誰にでも起こり得る」という認識をもち、学校全体で、「いじめをしない・させない・見逃さない（許さない）」という雰囲気をつくる。
- いじめは、いじめられる側にも原因があるという考え方は誤りである。
- 保護者・地域・関係機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に取り組む。

## 2. いじめ防止及びいじめ問題対応のための校内組織の設置

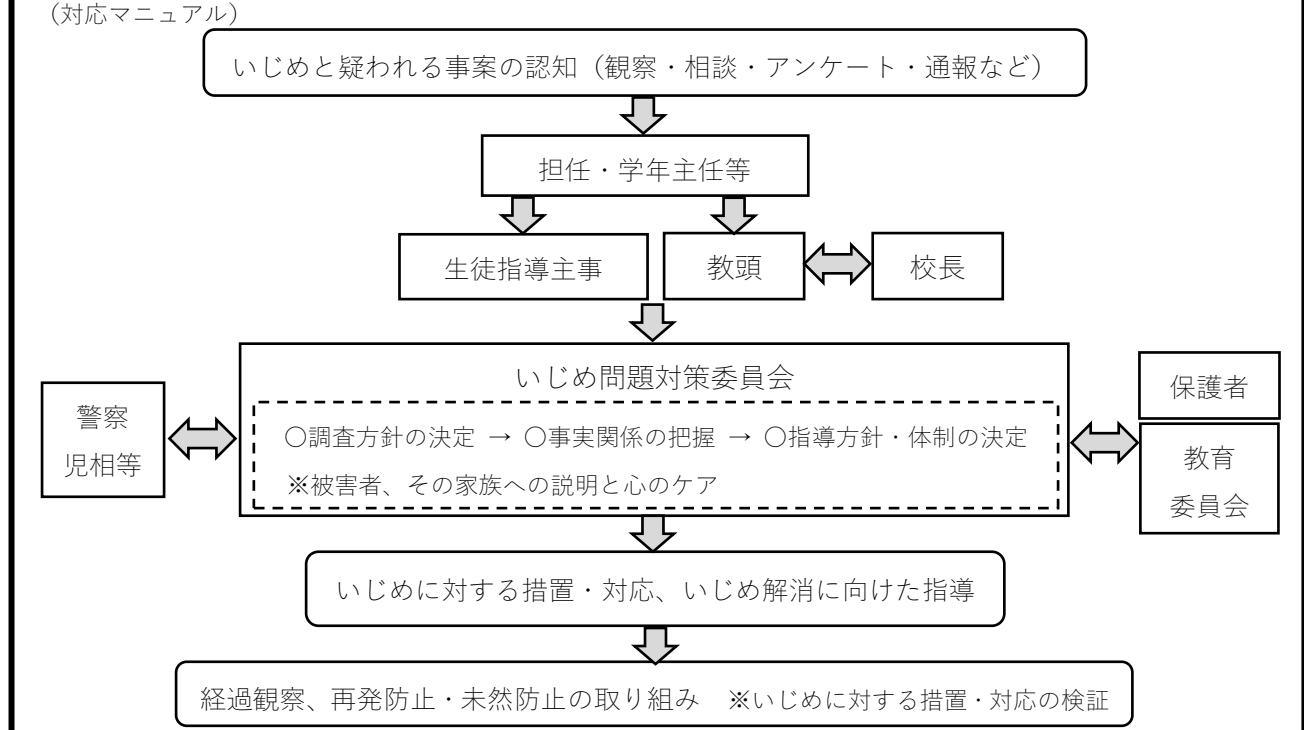
- いじめ問題対策委員会（重大事案につながるなど、校長が必要だと判断した場合に開催する）

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当、学級担任

- 生徒指導委員会（定期的に隔週で実施する）

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、SSW

（対応マニュアル）



### 3. いじめに対する対応について

#### (1) 未然防止の手立て

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進める。
- ② 時間を守ることや話の聞き方など、授業規律を大切にする。
- ③ 生徒の良いところを見つけ、褒めて伸ばすとともに、生徒の自己肯定感を高める。
- ④ 日頃の学級活動や体育祭や文化祭などの学校行事では、生徒が互いに関わり合いながら絆を深める場を設定し、人と関わることの喜びや大切さを生徒達の心の中に育んでいく。
- ⑤ 本校職員として、定期的な職員研修を通して、より良い生徒支援・生徒指導のために大切なことを学び、職員全体の技量を高める。

#### (2) 早期発見・早期対応の手立て

- ① 生徒への定期的ないじめの調査として、毎月の生活アンケート、年2回のQUアンケートを行い、保護者にも学期に1回のアンケートを行う。その際、記名式や無記名式など、記載方法を工夫する。
- ② 学級担任だけでなく、教科担任、養護教諭、SC、SSW等、日頃から生徒との関係づくりを大切にし、いじめ問題に関する相談がしやすい雰囲気をつくる。
- ③ 校内で気になる点を発見した場合は保護者に連絡し、学校と家庭とで連携してその生徒を見守る。
- ④ いじめ事案を発見・認知した場合は、個人で対応するのではなく、生徒支援委員会・生徒指導委員会を中心とした学校体制で解決に向けて全力で取り組む。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合は、そのいじめをやめさせ、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめられた生徒が安心して教育を受けられるよう、学校全体、また学校と保護者での情報共有を徹底し、再発防止を含めて、その生徒の支援、見守りを継続していく。
- ⑦ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるよう、学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- ⑧ 家庭でも生徒の見守りをしてもらえるよう、県教委が出している「いじめ早期発見・早期対応リフレット」を配布し、保護者へのいじめ問題の啓発とする。

#### (3) 重大事案の対応

生命・心身・または財産に重大な被害が生じた疑いや、一定の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を福津市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。そこでは、必要に応じて警察とも連携して対応を行う。

※文部科学省より、「重大いじめ案件」については学校と警察が協力して対応を行うよう通知文が出されています。また、生徒指導提要改訂版でも、事案によっては関係機関と連携し、対応していくことが求められています。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係の明確化及び事態への対処、再発防止の調査を行う。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する。